

○電子契約の導入について

寒川町では、受注者の負担軽減、契約事務のペーパーレス化、業務の効率化等を目的に、令和7年10月より電子契約を導入します。

○電子契約とは？

従来、合意内容を証拠として残すため紙に印鑑で押印して取り交わされていた契約書。
この契約書に代わり、電子データに電子署名をすることで、書面による契約と同様の証拠力を認められるのが電子契約です。



インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能です。
また、事業者側の費用負担はありません。

○電子契約のメリット

- ① 受注者の負担軽減
 - ・ 押印のための出社が不要となり、インターネット上で契約を締結することができるようになります。
 - ・ 来庁せず、契約を締結することができるようになります。
(別途紙資料の提出のため来庁が必要な場合があります)
 - ・ 印紙が不要になります。
- ② 契約事務のペーパーレス化、業務の効率化（印刷、製本、押印作業等）

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ（PDF）
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり